別表第三

在留カード等への正字表記について

第１　在留カード等への正字表記の基本原則

１　外国人の漢字氏名のうち，正字と認められるものについては，第２に定めるところにより，在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）に当該正字等を表記するものとする。

２　外国人の漢字氏名のうち，簡体字等については，次の各号に定めるところにより，正字に置き換えて在留カード等に表記するものとする。

一　第３に定めるところにより，当該簡体字等に対応する正字の異体字（以下「正字（異体字）」という。）の対応関係を確認（注）する。ただし，当該対応関係が別表第四の一の表に既に示されているときは，別表第四の一の表の対応関係を確認する。

（注）対応する正字（異体字）が３文字以上存在する場合には，第３を踏まえつつ，尤（ゆう）度の高い２文字までを確認する。

二　一の対応関係を参照し，当該簡体字等に対応する正字（異体字）が１文字のみ存在する場合には，当該正字（異体字）を在留カード等に表記する。

三　一の対応関係を参照し，当該簡体字等に対応する正字（異体字）が２文字存在する場合には，当該対応関係に係る正字（異体字）の優先順位を参照し，原則として第１順位の正字（異体字）を在留カード等に表記する。

ただし，次のイからハまでに掲げる場合においては，第２順位の正字（異体字）を在留カード等に表記することができる。

イ　在留カード等の発行時において，当該外国人の住民票（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する外国人住民に係る住民票をいう。以下同じ。）が既に作成されている場合であって，住民票の漢字氏名の当該漢字が第２順位のものであるとき

ロ　過去に我が国への在留歴がある外国人に在留カード等を発行する場合であって，過去の在留時における在留カード等又は住民票の漢字氏名の当該漢字が第２順位のものであったとき

ハ　その他，第２順位の正字（異体字）の表記を適当と認めるに足りる相当の理由があるとき

四　一の対応関係を参照し，当該簡体字等に対応する正字（異体字）が存在しない場合には，次のイからハまでに定めるところにより，正字の類字（以下「正字（類字）」という。）に置き換えて在留カード等に表記するものとする。

イ　第４に定めるところにより，当該簡体字等に対応する正字（類字）の対応関係を確認（注）する。ただし，当該対応関係が別表第四の二の表に既に示されているときは，別表第四の二の表の対応関係を確認する。

（注）対応する類字が３文字以上存在する場合には，第４を踏まえつつ，尤（ゆう）度の高い２文字までを確認する。

ロ　イの対応関係を参照し，当該簡体字等に対応する正字（類字）が１文字のみ存在する場合には，当該正字（類字）を在留カード等に表記する。

ハ　イの対応関係を参照し，当該簡体字等に対応する正字（類字）が２文字存在する場合には，当該対応関係に係る正字（類字）の優先順位を参照し，原則として第１順位の正字（類字）を在留カード等に表記する。

ただし，次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる場合においては，第２順位の正字（類字）を在留カード等に表記することができる。

(ｱ) 在留カード等の発行時において，当該外国人の住民票が既に作成されている場合であって，住民票の漢字氏名の当該漢字が第２順位のものであるとき

(ｲ) 過去に我が国への在留歴がある外国人に在留カード等を発行する場合であって，過去の在留時における在留カード等又は住民票の漢字氏名の当該漢字が第２順位のものであったとき

(ｳ) その他，外国人が第２順位の正字（類字）を在留カード等に表記することを希望するとき

第２　漢字氏名の文字が正字と認められる場合

１　原則

外国人の漢字氏名のうち，正字と字形が一致しているもの（注）については，在留カード等に当該正字を表記するものとする。

（注）正字と軽微な字形差がある漢字のうち，国際符号化文字集合附属書Ｓに規定する統合手順により当該正字と同じ文字コードに統合されているものについては，正字と字形が一致しているものとして取り扱う。なお，（例４）を併せて参照。

（以下の事例において，（　）はもとの漢字であり，「　」は対応する正字である。）。

（例１）　（云）　→　「云」

（中国簡体字（簡化字総表に定める簡体字をいう。以下同じ。）の（云）に対応する繁体字は「雲」であるが，その一方で，（云）は意味の異なる我が国の文字の字体（「云」）と字形が一致することから，在留カード等には「云」を表記する。）